

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

今年から始まる夏季休業中の学校閉庁

2018年1月30日、県教育委員会は夏季休業中における学校閉庁実施の依頼を各学校長宛に通知しました。

学校閉庁の目的や定義

通知によると、その目的は①休暇等の取得促進による更なる教職員の健康増進、②夏季の省エネルギー対策、③児童生徒のリフレッシュ、とあります。

そのうえで、①夏季休業中に学校閉庁日を設定できることとする、②学校閉庁日とは全教職員が休暇等を取るこ

と職場に勤務する者を置かない日をいう、③閉庁期間中は部活動も原則行わない、ただし全国大会等の参加等やむを得ない場合を除く、④閉庁期間は土曜・日曜を含めて6日程度とする、としています。

職場からの声

年度当初、組合本部には、「休暇を取りやすくなった」「休暇を取るよう指示するのはおかしい」「休日を指定されるのは困る」「職員会議で議題になっていないから知らない」など、様々な声が寄せられました。

教職員の合意が原則

県教委は、閉庁日の設定は職員会議での話し合いで決めるべきとの見解を組合に示しています。

まず、職員会議で管理職に目的を明確に説明させる事が大切です。目的は長時間労働の改善であり、閉庁日を設定することによって休暇取得のきっかけをつくるということです。

休暇取得は強制できない

また、閉庁日の勤務対応は各教職員の個人の判断が最大



限保障されるべきで、管理職が「こうして下さい」などとお願ひしたり指示するものではありません。この点も職員会議での確認が必要です。

県教委は組合との懇談の場で「職員に休暇を取ることを強制できるものではない」と明言しています。

さらに、閉庁日の勤務対応について県教委は、「週休日の振替」「自主研修」も可能と回答しています。

学校閉庁日は「勤務を要しない日」に

県教委が昨年度の「年休取得計画表の作成」に引き続き、休暇取得のきっかけづくりを推進していることは組合としても歓迎します。

しかし、「勤務を要する日」に学校閉庁日を設定することによって、次の点が課題となっています。①職員によっては、予定していた時期に夏季休暇を取れない場合も生じる。そ

の他、公平性に欠ける問題として、②任用形態によって休暇制度が異なる、③週休日の振替は職員によって条件が異なる、④職種によって自主研修が適用されない。

組合としては夏季休業中の学校閉庁日を「勤務を要しない日」にすることや夏季特休の日数拡大を求める必要があると考えています。

休暇を取りやすい条件の整備を！

まとまった休暇を取る前後の数日間は普段よりも更に帰宅が遅くなるという場合もあると思います。県教委は、教職員一人あたりの仕事を減らす施策を打ち出すべきではないでしょうか。

組合は、教育条件と勤務条件の両面から、高等学校までの少人数学級の拡大や教職員定数増を求めています。

この問題でのご意見をぜひ組合までお寄せ下さい。

年度当初に県教委と懇談を実施

毎年、組合では昨年度の継続課題と今年度の課題について県教委（総括課長補佐・人事課長補佐）と懇談を実施しています。

今年は4月27日に文書で申し入れ、5月17日に約1時間30分の懇談を行いました。

懇談で組組合が求めたこと

(1) 教職員評価の給与反映

15、20年目の教職員を評価の対象にして、削減分を回復させ、ボーナスは誰もが5年で1回「優秀」と評価されるように運用すること。

(2) ストレスチェック制度を円滑に運用し、働きやすい職場づくりを推進すること。

(3) 定員割れした高校の現状を把握し、教職員の加配を

入学時学級減や進級時学級減を中止し教職員を減らさないことを求めました。

(4) 福祉科の教員・実習教員の

採用再開を

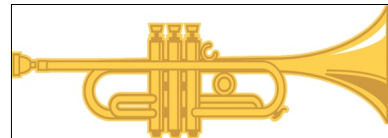
昨年度から要求し、2019年度採用で教諭2名の募集が行われることになりました。

(5) 熱中症対策で、特別棟にエアコンの設置を

小中学校でも市町村予算でエアコンを設置しているところが増えていきます。保護者負担ではなく、県教委の予算でエアコン設置をすべきです。特に特別教室はついていない学校が多く、県教委の予算でつけるべきです。

(5) 休憩時間について

特別支援学校では、給食指導があるため、休憩時間を児童生徒の下校後に移動させている学校が多い。しかし、休憩時間を除いて年休を取ることを制限する学校が多く、労働基準法に従って、休憩時間を除いて年休を取れるようにすべきです。



これって変だよ ～特別支援学校の校務分掌発表～

県内のある特別支援学校の話ですが、こうした話はこの学校に限ったことではないようです。

高校では次年度の校務分掌は3月20日前に発表されて、時間割を決めたり、新学年会を行って新学期の取り組みを話し合っている学校がほとんどです。

しかし、学校によっては校務分掌がなかなか決まらずに、発表が昨年よりも遅れたことが問題になっていたりしています。

ところが、今回取り上げる特別支援学校では、4月1日まで新年度の校務分掌が発表されないということで、これは近年毎年同じだということです。

詳しく聞いてみると、3月の終わりに仮の案のようなものが発表されたようですが、「講師の先生は講師と書いてあるだけで、誰なのかがわからない」ということです。

特別支援学校は1校あたりの講師の先生の数が多く、次年度に継続している講師の先生も多いのですが、継続する先生も「講師」とあるだけで誰なのかが分からないということです。

そして、4月1日になると全員の名前の入った校務分掌が正式に発表されるということです。

高校等でも、新しく4月になって転勤してくる新任者については、アルファベット等で記入されていますが、長年同じ学校で働いている講師の先生を「講師」と発表することに一体どんな意味があるのでしょうか。

また、長年同じ学校で働いている講師の先生方がどのように考えているかを聞き取って、早急に改善すべきではないでしょうか。本来、校務分掌は臨時教職員も含めて教職員の合意と納得を前提に決めるべきものだという原則を重視すべきです。

憲法フェスティバルに1000人

全国で取り組まれている憲法を守る集会在茨城県でも5月3日の憲法記念日に、水戸市千波公園はなみずき広場で開催され、参加者は1000人を超えました。

安倍内閣が憲法「改正」の発議を今年か来年に行うという話もあって、憲法を守る運動が喫緊の課題になっています。

今年の憲法フェスティバルでは、沖縄戦国賠訴訟弁護団長の端慶山茂弁護士と沖縄の軍事基地化に反対するネットワークの清水早子さんを迎え、「いま、沖縄からみる戦争法と憲法9条」をテーマにシンポジウムを開催しました。

